小委員会交渉の概要

交渉日:令和4年11月7日(火)16時05分

場 所:第一本庁舎内会議室

出席者:当 局 労務担当部長、制度企画課長、職員支援課長、人事制度担当課長

都労連 副執行委員長、書記長、書記次長

事項	組合主張	当局主張
都労連要求に対	○都側から現時点における考え方が示され	○要求の多くは、法制度上の制約や民間・
する現時点での	たが、ほぼゼロ回答	国・他団体との均衡の観点から実現が困
考え方について	○法制度上の制約をクリアする方策を考	難なものや、都民感覚に照らして、疑念を
	え、民間や国などにはない多様で複雑化・	抱かれることにならないかとの懸念もあ
	高度化した都の業務に携わる職員の努力	り、対応が困難
	に報いる観点から、何が実現できるか真	○要求については、鋭意検討を進めている
	剣に検討し、その結果を速やかに交渉で	が、現時点における考え方について、別添
	示し、実現が可能と判断したものから順	のとおり整理
	次提案するよう強く要求	○複雑・高度化する都政課題に対応するた
	○行(一)適用職員の6割を超える1・2級	めには、組織の生産性を高めていくこと
	の職員は、現場で都政を根底から支えて	が必要であり、職責・能力・業績をより一
	いる職員であり、行(一)1・2級の給与	層重視した人事制度を確立することが不
	水準見直しは、教育職や医療職、さらに	可欠
	は、業務職給料表の作成にも大きく影響	○行政職給料表(一)1級・2級については
	するため、断固反対	課題が多く、職責・能力・業績の給与への
	○業務職給料表作成方針を見直し、現業職	反映を徹底する観点から、引き続き検討
	員の賃金水準を大きく引き上げるなど、	が必要
	改善することを強く要求	○現業系職員の給与制度について、現行の
	○専門性・熟練性と知識・経験の継承・発展、	作成方針に基づき、行政職給料表(一)の
	人材育成の観点から、専門職制度を一般	改定内容を基本とした業務職給料表の作
	職も含めて拡充を要求	成作業を進める
	○柔軟で多様な働き方に言及するのであれ	○複線型人事制度について、課長代理の専
	ば、テレワークの推進のみを殊更に強調	門区分及び統括課長代理の政策区分につ
	するのではなく、全ての職員のワーク・ラ	いては設置拡大等も進んでおり、順調に
	イフ・バランス推進につながる働き方改	進展しているものと認識
	革について、検討することを強く要求	○より柔軟で質の高い働き方を推進するた
	○要求の前進と受け止めるが、「ハラスメン	めに、出勤とテレワークを柔軟に組み合
	ト防止連絡会議」を活用しながら、あらゆ	わせた最適な働き方を目指す観点から、
	るハラスメント根絶に向け、更なる取組	テレワークの上限日数や実施単位の見直
	の強化を要求	しを実施
	○全ての職員が安心して働くことができる	○ハラスメントのない職場づくりに向け
	職場環境づくりに向け、メンタルヘルス	て、啓発資料を更新するほか、セクシュア

事項	組合主張	当局主張
都労連要求に対	対策に関して実効ある取組を行うことを	ル・ハラスメントに関する啓発資料を新
する現時点での	要求	たに作成し、職員への周知や研修等にお
考え方について		いて活用
(続き)		○「行政対象暴力対応マニュアル」につい
		て、カスタマー・ハラスメントに関する記
		載を新たに追加するなど内容を更新し、
		各局等に周知
退職手当制度に	○国が既に支給水準を改定しない方針を示	○退職手当については、見直しに向けた検
ついて	している以上、都においても、退職手当の	討が不可欠
	支給水準の引下げにつながる見直しは行	○見直しに当たっては、各職員への退職手
	わないことを速やかに判断すべき	当額への影響や、これまでの退職手当制
		度の見直しの趣旨も踏まえた上で検討を
		行う必要
昇給制度につい	○下位決定を受けたことに対して、納得で	○下位区分の設定は、職員に自覚や奮起を
て	きない職員が一定存在しており、制度運	促し、組織の活性化を図る手段として有
	用が適切であるとは考えられない	効に機能
	○昇給制度については、「公正・公平	○定年引上げに伴う在職期間の長期化を見
	性」、「客観性」、「透明性」、「納得	据え、昇給制度においても、職員の能
	性」の確保が大前提であり、具体的な救	力・業績をより適切かつきめ細かく反映
	済措置を講ずる苦情処理制度を創設する	させていく必要
	ことが必要であり、提案の撤回を改めて	
	要求	